

# 山梨県公報

第二千六百四十六号

平成二十八年

十月二十七日

木曜日

## 目次

### 告示

- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………八六一
- 道路の区域変更……………八六一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………八六一
- 教育委員会
- 落札者の決定について……………八六一

## 告示

### 山梨県告示第三百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十八年十月十九日笛吹川沿岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
平成二十八年十月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

### 山梨県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十八年十月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区	間	旧新敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
---	---	---------------	----------

甲斐市篠原字山宮司二七五番一地先から  
甲斐市篠原字発起新居一九五六番三地先まで

新	旧
七・三〇 六二・三	五・八〇 九・〇
二二八・六	二二八・六

### 山梨県告示第三百三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県国土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十八年十月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

冠	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
一	同	南巨摩郡	身延町	遅沢	冠	二九六〇番
二	同	同	同	同	同	同
三	同	同	同	同	同	同
四	同	同	同	同	同	同
五	同	同	同	同	山王地	二七五七番
六	同	同	同	同	同	二七六八番
七	同	同	同	同	同	二七七二番
八	同	同	同	同	冠	二九五一番二
九	同	同	同	同	同	二九五一番一
十	同	同	同	同	同	二九五二番内一
十一	同	同	同	同	同	同
十二	同	同	同	同	同	二九六一番
十三	同	同	同	同	同	同
十四	同	同	同	同	同	同
十五	同	同	同	同	同	同

十六	同	同	同	同
十七	同	同	同	同
十八	同	同	同	二九五四番二
十九	同	同	同	二九五六番
二十	同	同	同	二九五九番
				二九六〇番

## 教育委員会

### ● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年十月二十七日

山梨県総合教育センター

所長 深澤 眞悟

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県教育情報ネットワーク用サーバ及びシステム等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県総合教育センター

(二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田千四百五十六番地

三 落札者を決定した日 平成二十八年九月二十一日

四 落札者の名称及び住所

(一) 名称 NTTファイナンス株式会社

(二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号品川シーズンテラス十三階

五 落札金額 五千二百二十九万三千六百元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年八月八日